

登米市産「原木しいたけ（露地栽培）」の出荷制限解除について

平成26年8月26日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年4月25日付けで出荷制限が指示されていた登米市で産出される「原木しいたけ（露地栽培）」について、出荷制限が解除されましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

登米市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県原木しいたけ（露地栽培）栽培管理」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 解除の対象となる生産者数

登米市内生産者2名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- ① 解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する。（県、市のホームページで氏名等を公表し、JA、直売所、卸売市場等へ周知）
- ② 認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- ③ 出荷期間中に登米市内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>原木しいたけ（露地）の出荷制限の状況

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、仙台市、名取市、大和町、富谷町、大衡村、大崎市、加美町、色麻町、栗原市、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町（20市町村）